平成２３年（フ）第３６１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷451番地２、旧住所長崎県長崎市坂本２丁目24番９号
債務者　平口　靖子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
長崎県長崎市古賀町1162番地１
債務者　田中　弘實
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
長崎県長崎市古賀町1162番地１
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
長崎県長崎市横尾１丁目10番６号、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―1404号
債務者　福島　浩介
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
山口県宇部市山の手町113番地10、旧住所山口県宇部市大字際波740番地27
債務者　角戸　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１７号
山口県宇部市大字妻崎開作1287番地６、旧住所山口県宇部市大字妻崎開作72番地11
債務者　中村　　寛
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５３９号
埼玉県川越市かし野台２丁目６番地12
債務者　中里　律子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５９５号
埼玉県川越市大字砂新田2555番地８　大橋方
債務者　黒石　武史
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３０号
埼玉県川越市大字小室611番地１　タウニー内田Ａ棟102号室
債務者　トレンティーノ　アンヘリート　サンペドロ　ジュニア
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３１号
埼玉県川越市大字小室611番地１　タウニー内田Ａ棟102号室
債務者　増田　夏美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３８号
静岡県浜松市南区下江町84番地の２
債務者　吉井　知子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４８９号
大阪市都島区都島中通３丁目５番３号
債務者　井坂　昭男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８０号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―102号
債務者　石井　絵美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１３７号
大阪市平野区流町４丁目７番１号　エンジェルシャトーⅢ601
債務者　橋本　　愛
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６５号
大阪府東大阪市高井田本通１丁目５番２号
債務者　平井　　円
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４０８号
大阪市城東区中央１丁目13番８―716号
債務者　貝坂　康志
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５４４５号
大阪市東住吉区駒川１丁目14番10号　コーポ坂口401号
債務者　丸山　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５１０号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番50―203号
債務者　日田　雄晴
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部